

公 安 委 員 会	「犯罪収益移転危険度調査書」の 作成・公表について	令和7年11月27日
説明資料No. 1		刑 事 局

1 趣旨

国家公安委員会では、毎年、犯罪収益移転防止法第3条第3項に基づき、事業者が行う取引の種別ごとにマネー・ローンダリングの危険性の程度等を記載した「犯罪収益移転危険度調査書」を作成・公表。

事業者は、同調査書の記載内容を勘案しながら、顧客等の取引時確認やマネー・ローンダリングを行っている疑いの有無に関する判断等を実施。

2 調査書の概要

- 我が国を取り巻く地理的環境、社会的環境、経済的環境、犯罪情勢等の広範なリスクを示した上、マネー・ローンダリング事犯等の分析として、主体、前提犯罪等を記載。
- 取引形態、国・地域、顧客属性及び特定事業者が取り扱う商品・サービスごとに、危険度を評価。
- 事業者によるマネー・ローンダリングへの対策に関する取組事例や、効果的な疑わしい取引の届出内容等を記載。

3 昨年からの主な変更点

- 現下の治安情勢等に鑑み、マネー・ローンダリングの主体に関する記載のうち匿名・流動型犯罪グループに関するものを冒頭に移動。また、同グループが行う多様な資金獲得犯罪に関する記載を更新。
- オンラインカジノを利用したマネー・ローンダリングが行われている実態を踏まえ、その資金の流れ等について記載。
- 法人名義の預貯金口座等の悪用がみられる実態を踏まえ、悪用事例に関して分析を深化。
- 一般に危険度の高い取引である非対面取引に関する記載を更新。
- 貿易を利用したマネー・ローンダリング（特殊詐欺の被害金を中古自動車の対価として販売業者に入金し、これを海外へ輸出するなど）や東南アジアを拠点とする詐欺の脅威に関するトピックを追加。

公 安 委 員 会	G 7 内務・安全担当大臣会合	令和 7 年 11 月 27 日
説明資料No. 2	の開催結果について	長 官 官 房

1 会議概要

公共安全を所管するG 7 各国の閣僚等の間で喫緊の治安課題について議論する会合として、本年G 7 議長国のかなダが開催。

2 会議結果

- 2025年11月21日（金）から11月23日（日）までの間にカナダ・オタワで開催され、警察庁次長及び随行4名で対応。
- 会合では、主に次の課題について参加国の閣僚等で議論し、G 7 を含む各国等との国際連携の在り方等について意見交換。
 - ・ 国際組織犯罪対策（犯罪収益の流れを追うアプローチによるマネーローンダリング対策）
 - ・ 合成薬物等の脅威（海上港湾における合成薬物等の密輸対策）
 - ・ 密入国防止と対策のためのG 7 行動計画（人身売買を助長するSNSの悪用への対策、G 7 としてのSNS企業への働きかけ）
 - ・ サイバー犯罪とサイバーセキュリティ（AI等新技術の悪用、サイバー犯罪への対策に係る官民連携の重要性）
 - ・ テロと暴力的過激主義のオンラインコンテンツ（様々なイデオロギーのコンテンツ対策に向けた産業界・市民社会組織との連携）
 - ・ 国境を越えた抑圧（G 7 で協同して対抗するための情報共有等の促進及び本会合前に開催された机上訓練の毎年の開催の確認）
 - ・ 児童の性的搾取・虐待（サバイバーの経験の活用、AIの悪用への対策）
- カナダとバイ会談を実施し、国際組織犯罪対策や国境を越えた抑圧への対応策について、今後情報共有を促進し、連携していくことを確認。
- EUとの非公式会談を実施し、ユーロポールとのサイバー犯罪の共同捜査における情報交換の促進について、法的側面の調整を加速することを確認。
- 会合閉幕に際して、上記を含む喫緊の治安上の課題に取り組むG 7 内務・安全担当大臣の結束を確認する成果文書を採択。

1 趣旨

佐賀県警察に対する特別監察の実施手順と、特別監察の途中経過を報告するもの。

2 監察実施項目と実施手順

(1) D N A型鑑定の実施体制とその実施状況

- 不適切な取扱いを行った職員（以下「対象職員」という。）が単独で実施した全ての鑑定に関し、2つのチームを設置して「捜査・公判への影響の有無」と「鑑定の実施状況」の確認を行う。
- 確認作業は、佐賀県警察が不適切と判断したD N A型鑑定130件について行った上で、それ以外の当該職員が実施した鑑定513件（D N A型鑑定502件、その他11件）について行う。
- 「捜査・公判への影響の有無」の確認については、送致書類・捜査報告書等を精査することにより行う。
- 「鑑定の実施状況」の確認については、科学警察研究所のD N A型鑑定の専門家を中心に、外部有識者（玉木京都大学名誉教授、青木名古屋市立大学名誉教授）から意見を聴取し、その内容を反映して作成する手順に従って実施する。また、確認の結果についても意見の聴取を予定している。

(2) 不適切事案の原因分析とそれを踏まえた再発防止策

(1)の調査を通じ、佐賀県警察におけるD N A型鑑定の業務上の問題点を抽出し、その原因を分析し、再発防止策の検討を行う。

3 「捜査・公判への影響の有無」についての確認状況（中間報告）

佐賀県警察が不適切と判断した対象職員によるD N A型鑑定130件の「捜査・公判への影響の有無」についての確認状況の概要は下記のとおり。

- 130件のうち、犯罪捜査目的が101件、犯罪捜査目的以外が29件。
- 犯罪捜査目的の101件の鑑定結果により「本来、被疑者でない方を捜査対象とした」、「本来、拘束すべきでない方を、拘束した」、「犯人でない方を、被疑者として検察庁に送致した」といった捜査への影響はないことが確認された。
- 鑑定結果が検察庁に送致されると認められる25件のうち18件について、検察庁において公判に使用されておらず、公判への影響がないことが確認された。7件については、引き続き確認中である。
- 捜査中の事件に関する鑑定25件及び時効が成立している事件に関する鑑定9件について、「本来、判明するはずの被疑者を判明させることができなかった」といった捜査への支障が生じていないか、引き続き、「鑑定の実施状況」の確認結果等を踏まえた確認を行う。

1 令和7年度補正追加

(1) 警 察 庁	407億1,800万円(※)
(2) 情報システム予算 (デジタル庁 - 括計上)	83億5,600万円
計	490億7,400万円

※人件費（人事院勧告による公務員の給与改善）41億700万円を含む。

2 主な内容

(1) 治安対策等の推進	315億9,200万円
ア 匿名・流動型犯罪グループ対策の推進	22億5,000万円
「国民を詐欺から守るための総合対策2.0」に掲げられた取組を着実に実施するとともに、匿名・流動型犯罪グループの撲滅を目指し、グループの実態解明及び取締りに資するシステムの整備等を推進	
イ 生活の安全保障のための治安対策の推進	293億4,100万円
C B R N E (化学剤、生物剤、放射性物質、核物質、爆発物) テロ、ドローン等の新技術を悪用したテロ、ローン・オフエンダー及び緊急事態への対処、クマ被害対策、ストーカー対策、安全な交通の確保等に資するため、装備資機材や情報通信システムの整備、人材の確保・育成、警察施設及び交通安全施設の整備等を推進	
(2) 警察におけるサイバーセキュリティ対策のための対処能力の強化	38億5,200万円
サイバー攻撃による重大な危害を防止するため、関係機関と緊密に連携するとともに、アクセス・無害化措置を実施するため、装備資機材の整備等を推進	
(3) 警察の災害対処能力の強化	95億2,300万円
災害発生時における救出救助、行方不明者の捜索、被災地の安全確保等に適切に対処するため、ドローンの利活用をはじめ、装備資機材の整備、災害発生時に活動拠点となる警察施設及び交通安全施設の整備等を推進	

公 安 委 員 会 説明資料No. 5	電話番号偽装への対策について	令和7年11月27日 刑 事 局
------------------------	----------------	---------------------

1 経緯

- 本年2～3月頃、警察署等の電話番号を偽装するいわゆる「スプーフィング事案」が多数発生。これに起因するとみられる特殊詐欺被害も相次いで発生。
- これを踏まえ、本年3月、警察庁から注意喚起に係る広報を実施。また、同月、関係事業者団体に対するスプーフィング対策の徹底等の申入れを実施。
- 警視庁匿名・流動型犯罪グループ対策本部等による捜査・分析の結果、偽装電話番号の通信元事業者が判明（※）したことを受け、本年4月、警察庁が当該事業者に聴取したところ、次の事項が判明。
 - ・ システムの設定誤りにより、偽装電話番号が制御されずに相手方に通知されていた
 - ・ 本年3月14日、当該設定誤りを修正して対策を講じた

※ 東京都に所在する電気通信事業者
- 本年4月以降、警察署等の電話番号を装ったスプーフィング事案は急減。

2 被害等の状況

- 当該事業者のシステムを透過した偽装電話番号に係る特殊詐欺の被害は、少なくとも11事件、約2,800万円に及ぶ。
- 捜査により判明した偽装番号の総発信数は約197万件（偽装番号数は約147万番号）。そのうち、末尾0110番号が約11万件（同約3万1,000番号）、総務省代表番号が約5万5,000件、新宿警察署代表番号が約8,000件、警視庁代表番号が約4,000件。

3 通信元事業者への申入れ

一連のスプーフィング事案の主な原因是、通信元事業者のシステムの設定誤りにあると考えられ、今後の同種事案の再発防止を図るため、本年11月21日、当該事業者に対し、原因究明及び再発防止策を講じるよう総務省とともに申入れを行った。

4 今後の対応

申入れの結果、当該事業者が講じた措置について、令和8年1月13日までに報告を受けるとともに、総務省と連携の上、再発防止のための必要な対策（※）を講じていく。

※ 「+」から始まる国際電話番号は、現在も十分な対策を行うことが困難とのことであり、引き続き注意が必要。